車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり解除する。

平成29年３月31日

北海道開発局長　今　日出人

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道38号	赤平市字豊里66番地３地先から同市茂尻中央町北１丁目３番１まで
一般国道230号	北海道瀬棚郡今金町字花石107番２から同町字住吉112番33地先まで
一般国道274号	北海道河東郡士幌町字中音更基線158番４地先から同町字士幌東１線166番５地先まで
一般国道278号	北海道茅部郡鹿部町字大岩53番３地先から同町字本別531番238地先まで
一般国道337号	江別市工栄町31番地から同市王子６番５まで
一般国道452号	芦別市北１条東１丁目11番５から同市本町１番50地先まで

２　解除する期日　平成29年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年３月31日

北海道開発局長　今　日出人

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道450号	北海道紋別郡遠軽町丸瀬布南丸40番１から同町瀬戸瀬東町122番１まで

２　指定する期日　平成29年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり解除する。

平成29年３月31日

北海道開発局長　今　日出人

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道38号	赤平市字豊里66番地３地先から同市茂尻中央町北１丁目３番１まで
一般国道230号	北海道瀬棚郡今金町字花石107番２から同町字住吉112番33地先まで
一般国道274号	北海道河東郡士幌町字中音更基線158番４地先から同町字士幌東１線166番５地先まで
一般国道452号	芦別市北１条東１丁目11番５から同市本町１番50地先まで

２　解除する期日　平成29年４月１日

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成29年３月31日

金融庁長官　森　　信親

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

(1) ＭＴＭ Ｆｕｎｄ Ⅱ Ｌｅｇａｃｙ Ｉｎｖｅｓｔｏｒｓ，Ｌ．Ｐ．の業務執行組合員等である

名称　ＭＴＭ Ｆｕｎｄ２ Ｌｅｇａｃｙ ＧＰ株式会社

住所　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

(2) 2012年12月12日付Ｔｏｋｕｍｅｉ Ｋｕｍｉａｉ Ａｇｒｅｅｍｅｎｔ（その後の変更を含む）に基づく匿名組合の営業者である

名称　合同会社Ｓｏｍｅｉ３

住所　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号　東京共同会計事務所内

(3) カーライル・グローバル・パートナーズ・マスター・コインベストメント・ケイマン・エルピーの業務執行組合員等であるティーシー・グループ・グローバル・パートナーズ・マスター・コインベストメント・ケイマン・ジーピー・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ティーシージー・グローバル・パートナーズ・マスター・コインベストメント・ケイマン・ジーピー・リミテッド

住所　ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、ウォーカーハウス、ウォーカーズ・エスピーヴィー・リミテッド私書箱　908　ジーティー（ディレクター宛）

(4) ノースリーフ・プライベート・エクイティ・コレクター（カナダ）エルピーの業務執行組合員等である

名称　ノースリーフ・キャピタル・パートナーズ・ジーピー・リミテッド

住所　カナダ、Ｍ５Ｋ　１Ｎ９、オンタリオ州、トロント市、ウェリントンストリートウェスト　79、６階、私書箱　120

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

(1) 名称　株式会社経営共創基盤
住所　東京都千代田区丸の内一丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー17階

(2) 名称　Ａ－１合同会社
住所　東京都港区南青山１－３－１　3901

(3) 名称　アストマックス株式会社
住所　東京都品川区東五反田二丁目10番２号

(4) 名称　一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
住所　東京都港区虎ノ門一丁目１番12号虎ノ門ビル９階

(5) 名称　株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍ
住所　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号恵比寿ガーデンプレイスタワー14階

(6) 名称　株式会社ＭＩＤインベストメント
住所　東京都千代田区有楽町一丁目９番１号

(7) 名称　株式会社アイビス・キャピタル・パートナーズ
住所　東京都中央区銀座四丁目12番15号

(8) 名称　株式会社海外需要開拓支援機構
住所　東京都港区六本木六丁目10番１号

(9) 名称　株式会社小泉
住所　東京都杉並区荻窪４－32－５

(10) 名称　株式会社農林漁業成長産業化支援機構
住所　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

(11) 名称　株式会社レッド・プラネット・ジャパン
住所　東京都港区赤坂一丁目７番１号